

## 新施設の公害防止基準

ごみ焼却に伴い発生する各有害物質の排出規制値は、国や埼玉県の関係法令における規制値を踏まえ、現施設よりも厳しい自主規制値を設定いたします。

- ・窒素酸化物 (Nox) 70ppm以下 ⇒ 50ppm以下 へ
- ・塩化水素 (HCL) 50ppm以下 ⇒ 20ppm以下 へ
- ・ダイオキシン類 5.0ng-TEQ/Nm<sup>3</sup>以下 ⇒ 0.01ng-TEQ/Nm<sup>3</sup>以下 へ 等

項目		現施設の自主規制値		新施設の自主規制値		(参考) 新施設に係る法規制値	
排ガス	ばいじん	0.01g/Nm <sup>3</sup> 以下		0.01g/Nm <sup>3</sup> 以下		0.08g/Nm <sup>3</sup> 以下 (大気汚染防止法)	
		対策設備	ろ過式集じん器	対策設備	ろ過式集じん器		
	硫黄酸化物	30ppm以下		20ppm以下		約1,500ppm以下 (大気汚染防止法)	
		対策設備	乾式法	対策設備	乾式法		
	窒素酸化物	70ppm以下		50ppm以下		180ppm以下 (埼玉県窒素酸化物対策指導指針)	
		対策設備	燃焼制御+触媒脱硝	対策設備	燃焼制御+触媒脱硝		
	塩化水素	50ppm以下		20ppm以下		約123ppm以下 (埼玉県大気汚染防止法に基づく上乘せ基準)	
		対策設備	乾式法	対策設備	乾式法		
	ダイオキシン類	5.0ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> 以下		0.01ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> 以下		0.1ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> 以下 (ダイオキシン新ガイドライン)	
		対策設備	低温ろ過式集じん器+触媒分解	対策設備	低温ろ過式集じん器+活性炭吹込み方式+触媒分解		
	一酸化炭素	— (1時間平均)		100ppm以下 (1時間平均)		100ppm以下 (1時間平均) (廃棄物処理法)	
		100ppm以下 (4時間平均)		30ppm以下 (4時間平均)		30ppm以下 (4時間平均) (ダイオキシン新ガイドライン)	
	騒音	朝: 50dB以下		朝: 50dB以下		朝: 50dB以下	
		昼: 55dB以下		昼: 55dB以下		昼: 55dB以下	
		夕: 50dB以下		夕: 50dB以下		夕: 50dB以下	
		夜: 45dB以下		夜: 45dB以下		夜: 45dB以下	
	振動	昼: 60dB以下		昼: 60dB以下		昼: 60dB以下	
		夜: 55dB以下		夜: 55dB以下		夜: 55dB以下	
	悪臭	臭気指数10以下 (他に各物質の濃度規制有り)		臭気指数10以下 (他に各物質の濃度規制有り)		臭気指数15以下 (埼玉県生活環境保全条例)	